

改正後	現行
<p data-bbox="264 220 945 252">東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱（案）</p> <p data-bbox="730 296 1106 368">27 福保高介第1437号 平成28年4月1日</p> <p data-bbox="730 413 1106 485">28 福保高介第1535号 平成29年4月1日</p> <p data-bbox="730 529 1106 601">29 福保高介第102号 平成29年4月12日</p> <p data-bbox="730 646 1106 718">29 福保高介第1972号 平成30年4月1日</p> <p data-bbox="730 762 1106 834">31 福保高介第2255号 令和2年4月1日</p> <p data-bbox="730 879 1106 951">2 福保高介第1789号 令和3年4月1日</p> <p data-bbox="730 995 1106 1067">4 福保高介第2100号 令和5年4月1日</p> <p data-bbox="730 1112 1106 1184">5 福保高介第747号 令和5年7月1日</p> <p data-bbox="730 1228 1106 1300"><u>5 福祉高介第1530号</u> <u>令和6年3月28日</u></p>	<p data-bbox="1335 220 1944 252">東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱</p> <p data-bbox="1765 296 2141 368">27 福保高介第1437号 平成28年4月1日</p> <p data-bbox="1765 413 2141 485">28 福保高介第1535号 平成29年4月1日</p> <p data-bbox="1765 529 2141 601">29 福保高介第102号 平成29年4月12日</p> <p data-bbox="1765 646 2141 718">29 福保高介第1972号 平成30年4月1日</p> <p data-bbox="1765 762 2141 834">31 福保高介第2255号 令和2年4月1日</p> <p data-bbox="1765 879 2141 951">2 福保高介第1789号 令和3年4月1日</p> <p data-bbox="1765 995 2141 1067">4 福保高介第2100号 令和5年4月1日</p> <p data-bbox="1765 1112 2141 1184">5 福保高介第747号 令和5年7月1日</p>

1 から 4 (2) まで (現行のとおり)

4 (3) 研修講師

研修講師については、原則以下のア及びイのとおりとする。

なお、規定中の相当の知見を有する者とは、以下の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者とする。

(ア) (現行のとおり)

(イ) (現行のとおり)

(ウ) (現行のとおり)

(エ) (現行のとおり)

ア (現行のとおり)

イ 別表に規定する主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践に係る科目の講師については、適切なケアマネジメント手法について相当の知見を有する者、相当の実務経験のある主任介護支援専門員又は大学教員、法人内において研修の責任者として指導に従事している者を充てるものとする。

4 (4) から 9 まで (現行のとおり)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

(現行のとおり)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

(現行のとおり)

1 から 4 (2) まで(略)

4 (3) 研修講師

研修講師については、原則以下のア及びイのとおりとする。

なお、規定中の相当の知見を有する者とは、以下の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者とする。

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) (略)

(エ) (略)

ア (略)

イ 別表に規定する「主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践」の科目の講師については、相当の実務経験のある主任介護支援専門員又は大学教員、法人内において研修の責任者として指導に従事している者を充てるものとする。

4 (4) から 9 まで (略)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

(略)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

(略)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月12日から施行する。

(経過措置)

(現行のとおり)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

(現行のとおり)

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月12日から施行する。

(経過措置)

(略)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

(略)

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。